

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

平成18年1月23日

内閣総理大臣 殿

福岡県知事 麻生 渡

飯塚市長 江頭 貞元

平成17年7月19日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第6条第1項の規定及び法附則第3条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

記

1. 変更事項 別紙1のとおり
2. 変更事項の内容 別紙2のとおり

1. 変更事項

- ① 福岡県及び飯塚市が共同申請した「飯塚アジア IT 特区」計画に別紙「1131 (1143) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業」及び「1132 (1144) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業」の追加。
- ② 別紙「509 外国企業支店等開設促進事業」を削除し、同削除することにより生じる文言等の削除・修正。
- ③ 同計画の別紙「504 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」の「2 規制の特例措置を受けようとする者」、「4 特定事業の内容」における、上記特定事業509を削除することにより生じる文言等の削除・修正。
- ④ 構造改革特別区域計画の記載事項のうち「4 構造改革特別区域の特性」、「5 構造改革特別区域計画の意義」、「6 構造改革特別区域計画の目標」、「7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的影響」、「8 特定事業の名称」における、上記特定事業1131 (1143) 及び1132 (1144) の追加並びに509の削除により生じる文言等の追加・削除・修正。
- ⑤ 平成18年3月26日付けの1市4町による新設合併に伴い、構造改革特別区域計画の記載事項のうち「3 構造改革特別区域の範囲」の表記を変更。

2. 変更事項の内容

(1-①関係：別紙の追加)

変 更 前	記 載 な し
変 更 後	<p>別 紙</p> <p>1 特定事業の名称 <u>修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業 (1131 (1143))</u></p> <p>2 当該規制の特例措置を受けようとする者 <u>株式会社福岡ソフトウェアセンター</u></p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 <u>特区計画認定後直ちに</u></p> <p>4 特定事業の内容</p> <p>(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画 <u>初級システムアドミニストレータ講座 別添資料1のとおり</u> <u>※認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。</u></p> <p>(2) 修了認定の基準 <u>当該認定に係る講座を7割以上の出席率をもって履修後、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準点に達すること。</u></p> <p>(3) 修了認定に係る試験の実施方法</p> <p>① <u>修了認定に係る試験は、当該講座ごとに2回実施し、実施日は、独立行政法人情報処理推進機構が定める日とする。</u></p> <p>② <u>修了認定に係る試験会場は、当該講座が実施される施設とする。</u></p> <p>③ <u>試験問題は、独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用する。また、講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。</u></p> <p>④ <u>修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。</u></p>

<p>変 更 後</p>	<p>5 当該規制の特例措置</p> <p>本特例措置は、初級システムアドミニストレータ試験の午前試験科目に相当する講座の開設を認められた教育機関等において、当該講座の修了を認められた者が、講座修了を認められた日から一年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものである。</p> <p>本特例措置により、受験者の負担を軽減し、合格率の向上や合格者の拡大を図ることができる。このことにより、講座を開設する教育機関等の指導力の向上や生徒・学生の学習意欲向上につながり、IT関連産業に必要な人材育成・能力開発を行うことができるとともに、地域経済の活性化を図るものである。</p> <p>当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等について、本県及び本市が内閣総理大臣に提出して認定を得ることとする。</p> <p>また、認定講座の内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかどうかを、経済産業大臣に協議するものとする。</p>
----------------------	--

(1-①関係：別紙の追加)

変更前	記載なし
変更後	<p>別紙</p> <p>1 特定事業の名称 <u>修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業 (1132 (1144))</u></p> <p>2 当該規制の特例措置を受けようとする者 <u>株式会社福岡ソフトウェアセンター</u></p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 <u>特区計画認定後直ちに</u></p> <p>4 特定事業の内容</p> <p>(1)経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画</p> <p>①基本情報技術者講座（基本コース） <u>別添資料1のとおり</u> ②基本情報技術者講座（経験者コース） <u>別添資料2のとおり</u> <u>※認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。</u></p> <p>(2)修了認定の基準 <u>当該認定に係る講座を7割以上の出席率をもって履修後、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準点に達すること。</u></p> <p>(3)修了認定に係る試験の実施方法</p> <p>①修了認定に係る試験は、当該講座ごとに2回実施し、実施日は、独立行政法人情報処理推進機構が定める日とする。 ②修了認定に係る試験会場は、当該講座が実施される施設とする。 ③試験問題は、独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用する。また、講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。 ④修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。</p>

変 更 後	<p>5 当該規制の特例措置</p> <p><u>本特例措置は、基本情報技術者試験の午前試験科目に相当する講座の開設を認められた教育機関等において、当該講座の修了を認められた者が、講座修了を認められた日から一年以内に基本情報技術者試験を受験する場合、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的知识を免除するものである。</u></p> <p><u>本特例措置により、受験者の負担を軽減し、合格率の向上や合格者の拡大を図ることができる。このことにより、講座を開設する教育機関等の指導力の向上や生徒・学生の学習意欲向上につながり、IT関連産業に必要な人材育成・能力開発を行うことができるとともに、地域経済の活性化を図るものである。</u></p> <p><u>当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等について、本県及び本市が内閣総理大臣に提出して認定を得ることとする。</u></p> <p><u>また、認定講座の内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかどうかを、経済産業大臣に協議するものとする。</u></p>
-------------	--

(1-②関係：別紙の削除)

別 紙

1 特定事業の名称

外国企業支店等開設促進事業（509）

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

飯塚アジアIT特区内における「外国企業支店等開設促進事業」に該当する、当該特区内に支店等を開設又は勤務しようとする外国人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画の認定後直ちに

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

飯塚アジアIT特区内における「外国企業支店等開設促進事業」に該当する、当該特区内に支店等を開設又は勤務しようとする外国人

(2) 事業が行われる区域

飯塚市の全域

(3) 事業の実施期間

特区計画認定の日から

(4) 事業により実現される行為

飯塚市では、飯塚トライバレー構想を掲げ、IT関連産業を中心とした新産業の創出をはじめ、アジア等との連携を視野に入れた産業クラスター化を推進しているところであり、福岡県及び飯塚市が有するインキュベーション施設（下記（5）参照）を外国企業の受入れ施設として提供しており、外国企業がこれらの施設に進出の意向を示し、支店等の開設準備を行う場合に、その準備を行う外国人に対し、本邦における事業所としての拠点確保が確実であるとみなして、「企業内転勤」の在留資格に係る他の要件を満たすことを前提に、当該在留資格を付与することにより、外国企業が進出しやすい環境が整備される。

(5) 特定した施設の提供主体に関する情報

①名 称：e-ZUKA トライバレーセンター（飯塚市新産業創出支援センター）

所在地：〒820-0066 飯塚市大字幸袋 576-14

変
更
前

所有者：飯塚市

対象者：入居して3年以内に創業を目指す方

入居時において創業5年未満の方

新産業の創出を目的とした産学連携プロジェクトを実施する方

新分野進出を目指す企業の研究開発部門等

新技術の活用による大幅な生産効率の向上、大幅な経営の合理化が期待される中小企業

②名称：福岡県立飯塚研究開発センター

所在地：〒820-8517 飯塚市大字川津 680-41

所有者：福岡県【市支援対象インキュベーション施設として認定】

対象者：情報工学分野において、研究開発成果の企業化を積極的に志向する事業者、
大学や公設試験研究機関等と共同研究を行う事業者 等

5 当該規制の特例措置の内容

規制の特例措置に該当することを判断した根拠

(1)外国企業(地方公共団体において、事業の実施が確実で当該事業の実施が特区内の産業発展等に資すると認める外国企業に限る。)が本邦において事業を行う拠点となる当該特区内の事業所の確保を支援するため、地方公共団体等が外国企業に対し当該特区内において、その事業の用に供する施設を提供するための必要な措置が講じられていること。

本市では、飯塚トライバレー構想を掲げ、産学官連携のもと新産業創出ビジョンを策定し“日本一創業しやすいまちづくり”を推進しているところであるが、これに応じて中国ベンチャー企業 1 社(本市にある九州工業大学情報工学部の中国人留学生が、帰国後、上海市にて起業)が進出の意向を示し、市内のパートナー企業と連携し、具体的な事業計画等について情報交換を行っているところである。本市としても、e-ZUKA トライバレーセンターを受け皿として予定し、今後、具体的な事業計画、進出時期等について協議を行うこととしている。また、当該中国企業が所属している“3WIN-CLUB”には、50社から60社のIT系企業が属しており、こうしたネットワークを通じて本市への誘致活動の強化を図っていく。

本市では、4(5)に記載したインキュベーション施設については、入居企業への研究開発室使用料等助成やインキュベーション・マネージャーを中心とした専門家アドバイザー派遣による法的手続きや経営戦略、財務・マーケティング等に関するサポートを行っており、外国企業の進出を促進するための支援体制を整備している。

以上のことから、外国企業が事業の用に供する施設を提供するための必要な措置を講じている。

変
更
前

(2) 当該特区において、投資活動を行う外国企業が相当程度集積するものと見込まれること。

飯塚市は、石炭産業斜陽化後の長い低迷の時期を経験する中で、新産業創出に向けた取り組みの一環として、九州工業大学情報工学部、近畿大学産業理工学部、福岡県立飯塚研究開発センター、㈱福岡ソフトウェアセンター、松下電器産業㈱マルチメディア開発センター、近畿大学分子工学研究所ヘンケル先端技術リサーチセンター、米国スタンフォード大学言語情報研究センター飯塚分室、民間のインキュベーション施設である I.B.Court、飯塚市のインキュベーション施設である飯塚トライバレーセンターなど、新産業創出の核となる学術・研究機関や産業支援機関等のインフラ整備を推進してきた。

また、その結果として、市の人口8万人に対して、理工系の学生及び研究者が5千人を超えるなど、理工系人材の集積が進むとともに、「e-ZUKA トライバレー構想」のもと、ベンチャー支援、人材育成、産学連携等を積極的に推進してきた結果、新たに飯塚市で起業するベンチャーが年々増加し、平成17年5月現在では、47社のベンチャーが起業している。その中で、九州工業大学発ベンチャー起業数は34社と、全国でも上位(第7位)にある。また、飯塚市では、日本人だけではなく、海外からの留学生もベンチャーを立ち上げている。例えば、マレーシア、インドネシア、ベトナムからの留学生は、それぞれ大学院卒業後に飯塚市で起業し、また、チュニジアからの留学生は、現在大学院生であるが、ベンチャーを立ち上げている。このように、飯塚市では、多くの留学生も起業し、飯塚市を拠点にビジネスを展開している。

これら飯塚市の新産業創出に向けたハード・ソフト両面のインフラ整備は、外国企業からも注目されており、特に、米国、英国、中国の企業からは、飯塚市を日本やアジアとのビジネス拠点、あるいは進出拠点の一つとして検討に値するとの話が聞かれるなど、存在をアピールしている。具体的には、飯塚市は、米国スタンフォード大学 CSLI と提携していることもあり、毎年シリコンバレーに経済ミッションや次世代を担う高校生を派遣している。また、英国サリー州ギルフォード市にも、毎年、経済ミッション等を派遣するなど、海外との経済交流も活発に行っており、その中で、米国企業や英国企業から、飯塚市は日本やアジアにおけるビジネス拠点になり得るとの話が出ている。更に、中国においては、九州工業大学情報工学部の中国人留学生が、卒業後、上海市でIT系ベンチャー企業を起業し、日本におけるビジネス拠点として本市への進出を検討するなどの動きを見せているところである。

これらの現状から、飯塚市に投資活動を行う外国企業が相当程度集積する可能性は、極めて高い。

(3) 当該特区において外国企業が集積することにより、当該外国企業が実施する事業が属する分野の産業の発展が相当程度見込まれること。

変
更
前

<p style="text-align: center;">変 更 前</p>	<p>飯塚市は、新産業創出に向けた取り組みの一環として、地元九州工業大学情報工学部や近畿大学産業理工学部等の「<u>知の資産</u>」を核としたIT産業の集積（クラスター化）を推進しており、その実現に向けて「<u>e-ZUKA トライバレー構想</u>」のもと、ベンチャー支援や人材育成、産学連携等を積極的に展開している。その成果として、飯塚市で起業するIT系ベンチャーの数が年々増加し、平成17年5月現在、その数は47社にのぼるなど、飯塚市におけるIT産業の集積が徐々に進んできている。</p> <p>一方、この飯塚市の目指す「IT産業の集積」という点で、世界的に成功している地域としては、<u>米国のシリコンバレーや英国のテムズ・バレー、中国の中関村や上海市等が挙げられるが、飯塚市は、これらのいずれの国・地域とも交流があるため、今後、これらの国・地域から、技術力の高いIT系の企業が飯塚市に進出する可能性は高く、それら外国企業が飯塚市に集積した場合、飯塚市には、既にIT産業集積のためのハード・ソフト両面のインフラ整備がなされていること、また、IT系のベンチャーが多数存在し、今後とも、飯塚市でIT系ベンチャーが増加することが見込めることなどから、飯塚市におけるビジネス環境は整備されており、IT産業が発展することは明らかである。</u></p>
<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p>(削除)</p>

(1-③関連：別紙504の文言等の追加・修正)

変 更 前	<p>別 紙</p> <p>1 特定事業の名称 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（504）</p> <p>2 規制の特例措置を受けようとする者 <u>（1）次の機関との契約に基づいて当該特区内に所在する施設又は当該特区内に所在する以下の事業所において「外国人研究者受入れ促進事業」又は「外国人情報処理技術者受入れ促進事業」に該当する外国人及びその配偶者又は子</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 国立大学法人九州工業大学・ 近畿大学産業理工学部（平成16年4月1日から改組。それまでの間、近畿大学九州工学部。以下同じ。）・ 有限会社マルテック <p><u>（2）当該特区内における「外国企業支店等開設促進事業」に該当する、当該特区内に支店等を開設又は勤務しようとする外国人</u></p> <p>3 当該規制の特例措置に適用の開始の日 ＜省 略＞</p> <p>4 特定事業の内容 （1） ＜省 略＞</p> <p><u>（2）当該特区内における「外国企業支店等開設促進事業」に該当する、当該特区内に支店を開設又は勤務しようとする外国人に係る在留資格認定証明書交付申請等につき、審査を担当する地方入国管理局において、特に迅速な審査が行われるように、他の案件と区別する優先的な処理。</u></p> <p><u>（3）事業が行われる区域</u> 「構造改革特別区域計画」「3 構造改革特別区域の範囲」に同じ</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容 ＜省 略＞</p>
-------------	---

別 紙

1 特定事業の名称

特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（504）

2 規制の特例措置を受けようとする者

次の機関との契約に基づいて当該特区内に所在する施設又は当該特区内に所在する以下の事業所において「外国人研究者受入れ促進事業」又は「外国人情報処理技術者受入れ促進事業」に該当する外国人及びその配偶者又は子

・国立大学法人九州工業大学

・近畿大学産業理工学部（平成16年4月1日から改組。それまでの間、近畿大学九州工学部。以下同じ。）

・有限会社マルテック

3 当該規制の特例措置に適用の開始の日

<省 略>

4 特定事業の内容

(1) <省 略>

(2) 事業が行われる区域

「構造改革特別区域計画」「3 構造改革特別区域の範囲」に同じ

5 当該規制の特例措置の内容

<省 略>

変
更
後

(1-④関連：文言等の追加・修正及び数値情報の更新)

「4 構造改革特別区域の特性」

変 更 前	<p style="text-align: center;">＜省 略＞</p> <p>このような中、九州工業大学情報工学部の卒業生や留学生等による起業活動が活発に行われるなど I T 関連産業の集積が進んできており、外国人研究者及び外国人情報処理技術者の活用や外国企業の進出、産学連携の推進等の規制の特例を適用することにより、アジアビジネス拠点の一翼を担う I T 関連内外企業の集積を加速することが可能な区域である。</p> <p>(1)～(5) ＜省 略＞</p> <p style="text-align: center;">＜省 略＞</p>
変 更 後	<p style="text-align: center;">＜省 略＞</p> <p>このような中、九州工業大学情報工学部の卒業生や留学生等による起業活動が活発に行われるなど I T 関連産業の集積が進んできており、外国人研究者及び外国人情報処理技術者の活用や外国企業の進出、産学連携の推進、<u>情報処理技術者試験</u>等の規制の特例を適用することにより、アジアビジネス拠点の一翼を担う I T 関連内外企業の集積を加速することが可能な区域である。</p> <p>(1)～(5) ＜省 略＞</p> <p style="text-align: center;">＜省 略＞</p>

「5 構造改革特別区域計画の意義」

変 更 前	<p style="text-align: center;">＜省 略＞</p> <p>本計画は地域の発想と主体性の発揮により情報関連産業の振興を図るため、民間の I D C 機能を併せ持つ中核インキュベーション施設である飯塚トライバレーセンターの整備や J A V A 関連技術を核とする人材育成、研究開発プロジェクト等の推進にあたり、外国人研究者及び外国人情報処理技術者の活用、外国企業の進出等の分野の規制の特例を活用することにより産学連携を推進し、地域の活性化を図るものである。また、規制の特例の導入による I T 産業振興モデルを示すことにより、わが国の構造改革の推進に寄与するものと考えている。</p> <p style="text-align: center;">＜省 略＞</p>
変 更 後	<p style="text-align: center;">＜省 略＞</p> <p>本計画は地域の発想と主体性の発揮により情報関連産業の振興を図るため、民間の I D C 機能を併せ持つ中核インキュベーション施設である飯塚トライバレーセンターの整備や J A V A 関連技術を核とする人材育成、研究開発プロジェクト等の推進にあたり、外国人研究者及び外国人情報処理技術者の活用、外国企業の進出、<u>情報処理技術者試験</u>等の分野の規制の特例を活用することにより産学連携を推進し、地域の活性化を図るものである。また、規</p>

	<p>制の特例の導入による I T 産業振興モデルを示すことにより、わが国の構造改革の推進に寄与するものと考えている。</p> <p style="text-align: center;">＜省 略＞</p>
--	--

「6 構造改革特別区域計画の目標」

変 更 前	<p style="text-align: center;">＜省 略＞</p> <p>更に、本地域においては、外国人ベンチャー等に対して地元の支援者（エンジェル）が住居、生活面等に関して強力な支援活動を実施するとともに、中国に知見の深い元大手スーパーチェーン店の経営者が本地域でベンチャー育成、支援を行うとともに、中国での人的ネットワークを生かし、中国企業と地元企業との連携も推進しているところである。また、市独自にインキュベーション施設入居者に対する家賃補助制度や研究開発等に関する補助金制度による支援を強力に<u>行っている</u>等、日本一創業しやすい街を目指して街づくりを進めている。</p> <p style="text-align: center;">＜省 略＞</p> <p>このような地域特性を生かして、本計画は、トライバレー構想等の戦略的プロジェクトを加速するために、外国人研究者及び外国人情報処理技術者の受入れ促進<u>並びに</u>外国企業の進出促進に係る規制の特例を導入するとともに、福岡地域の九州大学等の I T 分野の能力を活用するなど「福岡アジアビジネス特区」を推進する福岡市とも緊密な連携を図ることにより、情報（I T）関連産業振興の先進的モデル地域として、アジアにおける情報関連産業拠点の形成を目指すものである。</p>
変 更 後	<p style="text-align: center;">＜省 略＞</p> <p>更に、本地域においては、外国人ベンチャー等に対して地元の支援者（エンジェル）が住居、生活面等に関して強力な支援活動を実施するとともに、中国に知見の深い元大手スーパーチェーン店の経営者が本地域でベンチャー育成、支援を行うとともに、中国での人的ネットワークを生かし、中国企業と地元企業との連携も推進しているところである。また、市独自にインキュベーション施設入居者に対する家賃補助制度や研究開発等に関する補助金制度による支援を強力に<u>行うとともに、産業支援機関による高度情報処理技術者の養成や起業家育成に向けた人材事業を実施する</u>等、日本一創業しやすい街を目指して街づくりを進めている。</p> <p style="text-align: center;">＜省 略＞</p> <p>このような地域特性を生かして、本計画は、トライバレー構想等の戦略的プロジェクトを加速するために、外国人研究者及び外国人情報処理技術者の受入れ促進、<u>外国企業の進出促進並びに情報処理技術者試験</u>に係る規制の特例を導入するとともに、福岡地域の九州大学等の I T 分野の能力を活用するなど「福岡アジアビジネス特区」を推進する福岡市とも緊密な連携を図ることにより、情報（I T）関連産業振興の先進的モデル地域として、アジアにおける情報関連産業拠点の形成を目指すものである。</p>

「7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的影響」

変 更 前	<p>飯塚アジアIT特区においては、近年アジア出身の外国人ベンチャー企業や大学発ベンチャー企業を多数輩出している。今後「外国人研究者受入れ促進事業」、「外国人情報処理技術者受入れ促進事業」、「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」、「<u>外国企業支店等開設促進事業</u>」の特定事業及び関連事業を推進して、ベンチャー企業創出を加速することにより、次の経済的、社会的効果が生じる。(以下、平成15年から5年間の推計)</p> <p style="text-align: center;"><省 略></p>
変 更 後	<p>飯塚アジアIT特区においては、近年アジア出身の外国人ベンチャー企業や大学発ベンチャー企業を多数輩出している。今後「外国人研究者受入れ促進事業」、「外国人情報処理技術者受入れ促進事業」、「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」、「<u>修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業</u>」、「<u>修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業</u>」の特定事業及び関連事業を推進して、ベンチャー企業創出及び情報処理技術者の育成・集積を加速することにより、次の経済的、社会的効果が生じる。(以下、平成15年から5年間の推計)</p> <p style="text-align: center;"><省 略></p>

「8 特定事業の名称」

変 更 前	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「外国人研究者受入れ促進事業」(501, 502, 503) ○ 「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」(504) ○ 「外国人情報処理技術者受入れ促進事業」(507) ○ 「<u>外国企業支店等開設促進事業</u>」(509)
変 更 後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「外国人研究者受入れ促進事業」(501, 502, 503) ○ 「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」(504) ○ 「外国人情報処理技術者受入れ促進事業」(507) ○ 「<u>修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業</u>」(1131(1143)) ○ 「<u>修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業</u>」(1132(1144))

「9 構造改革特別区域において実施し又その実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項」

	<p>(1)飯塚トライバレー構想の推進</p> <p style="text-align: center;"><省 略></p>
--	--

<p>変 更 前</p>	<p>① <省 略> ②各種ソフト事業 ・産学官連携事業 <省 略> ・ベンチャー支援 <省 略> ・人材育成 サンマイクロ・システムズ社認定の J A V A 研修の実施（14年度から） 等 ・企業誘致・案件創出（仕事の創出） <省 略> (2)～(7) <省 略></p>
<p>変 更 後</p>	<p>(1)飯塚トライバレー構想の推進 <省 略> ① <省 略> ②各種ソフト事業 ・産学官連携事業 <省 略> ・ベンチャー支援 <省 略> ・人材育成 サンマイクロ・システムズ社認定の J A V A 研修の実施（14年度から）、 <u>初級システムアドミニストレータ講座及び基本情報技術者講座（基本コース・経 験者コース）の開設（平成18年度から）</u> 等 ・企業誘致・案件創出（仕事の創出） <省 略> (2)～(7) <省 略></p>

(1-⑤関連：表記を変更)

「3 構造改革特別区域の範囲」

変更前	<u>飯塚市の全域</u>
変更後	<u>飯塚市の区域の一部（旧飯塚市の全域）</u>